

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和8年5月20日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500645号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2600022号

## 第1 結論

請求者のA社における平成30年12月14日の標準賞与額を28万円に訂正することが必要である。

平成30年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成30年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和63年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年12月

請求期間の賞与の記録がないが、当該期間にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

B健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳並びにA社の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書及び預金通帳から判断すると、請求者は平成30年12月14日に標準賞与額28万円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年12月14日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500646号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2600023号

## 第1 結論

請求者のA社における平成30年12月14日の標準賞与額を31万5,000円に訂正することが必要である。

平成30年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成30年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和61年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年12月

請求期間の賞与の記録がないが、当該期間にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し、B健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳及びA社の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書から判断すると、請求者は平成30年12月14日に標準賞与額31万5,000円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年12月14日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500673号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2600024号

## 第1 結論

請求者のA社における平成30年12月14日の標準賞与額を69万9,000円に訂正することが必要である。

平成30年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成30年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和43年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年12月

請求期間の賞与の記録がないが、当該期間にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

B健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳並びにA社の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書及び預金通帳から判断すると、請求者は平成30年12月14日に標準賞与額69万9,000円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年12月14日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500659号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2600003号

## 第1 結論

平成元年1月から平成6年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和41年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年1月から平成6年8月まで  
請求期間の国民年金保険料については納付していない記録となっているが、平成に入ってから保険料の納付を始めたと母親から聞いていたので、請求期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、平成元年頃に母親が国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を納付してくれていたとしている。

しかしながら、年金制度共通の番号として基礎年金番号が導入された平成9年1月より前に初めて国民年金の加入手続を行うと、年金記録を管理するために国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が払い出されるところ、請求者の住所地であるA市に係る国民年金被保険者台帳管理簿(以下「国民年金番号払出簿」という。)によると、請求者の国民年金番号(\*)の払出年月日は平成8年7月25日であり、平成元年頃に母親が国民年金の加入手続を行ってくれたとする請求者の主張と相違している。

また、オンライン記録によると、請求者の国民年金番号に係る国民年金第1号被保険者資格の取得処理日は平成8年10月1日であり、当該資格取得処理日において、請求期間に係る国民年金保険料の徴収権は時効により消滅している上、請求者は、請求期間に係る保険料について、母親に納付を任せていたため具体的な納付方法等は不明と陳述しており、請求者の母親は既に亡くなっていることから、具体的な国民年金の加入手続、保険料の納付状況等について確認することができない。

さらに、請求者の主張どおりに請求者の母親が請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求期間当時に請求者に別の国民年金番号が払い出されている必要があるところ、請求者の20歳到達月である昭和61年\*月から請求期間後の平成6年11月までの期間に係る国民年

金番号払出簿を確認したが、請求者の氏名は記載されておらず、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムによる氏名検索においても、請求者に別の国民年金番号が払い出された記録は確認できない。

加えて、A市は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付状況を確認できる資料はない旨回答しており、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。